

竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を 求める意見書

島根県隠岐郡隠岐の島町に属する竹島は、歴史的にも国際法的にも疑いのない我が国固有の領土である。しかしながら、昭和27年の「李承晩ライン」の一方的な設定以来、韓国による不法占拠が今日まで続いており、我が国の主権が著しく侵害されている現状にある。

領土問題は国家の根幹に関わる事案であり、一刻も早い領有権の確立は、隠岐の島町のみならず、わが国全体の主権、並びに私たちの郷土島根の豊かな海と安全な暮らしに直結する最優先の課題である。

現在、北方領土に関しては「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置法」に基づき、元島民への支援や隣接地域の振興、国民世論の啓発が国の法的義務として強力に推進されている。一方で、竹島問題については、同様の法的枠組みが十分に整備されているとは言い難い。

竹島周辺海域における漁業秩序の混乱や、地元住民が長年強いられてきた経済的・精神的負担を考慮すれば、竹島問題の解決に向けた取り組みは、単なる外交交渉にとどまらず、国内法的な支援体制の確立が不可欠である。

よって、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

1 「竹島問題の解決の促進のための特別措置法（仮称）」の早期制定

竹島問題の解決の促進及び領有権の早期確立に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、北方領土における特別措置法に準じた法的枠組みを速やかに整備すること。

2 隣接地域としての指定と地域振興策の推進

同法において、隠岐諸島及び島根県全域を竹島問題の「隣接地域」として明確に位置づけること。その上で、同法に基づく広報啓発活動の抜本的強化及び不法占拠により影響を受けている地域の産業振興や基盤整備を国の責任において強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年3月17日

島根県邑南町議会議長 漆谷光夫

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

領土問題担当大臣

内閣官房長官